

市町村長サミット
(令和6年11月25日)

「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」
の改正について

※現在農林水産省において検討中の情報も含まれるため
今後内容に変更がある可能性がありますことをご承知ください。

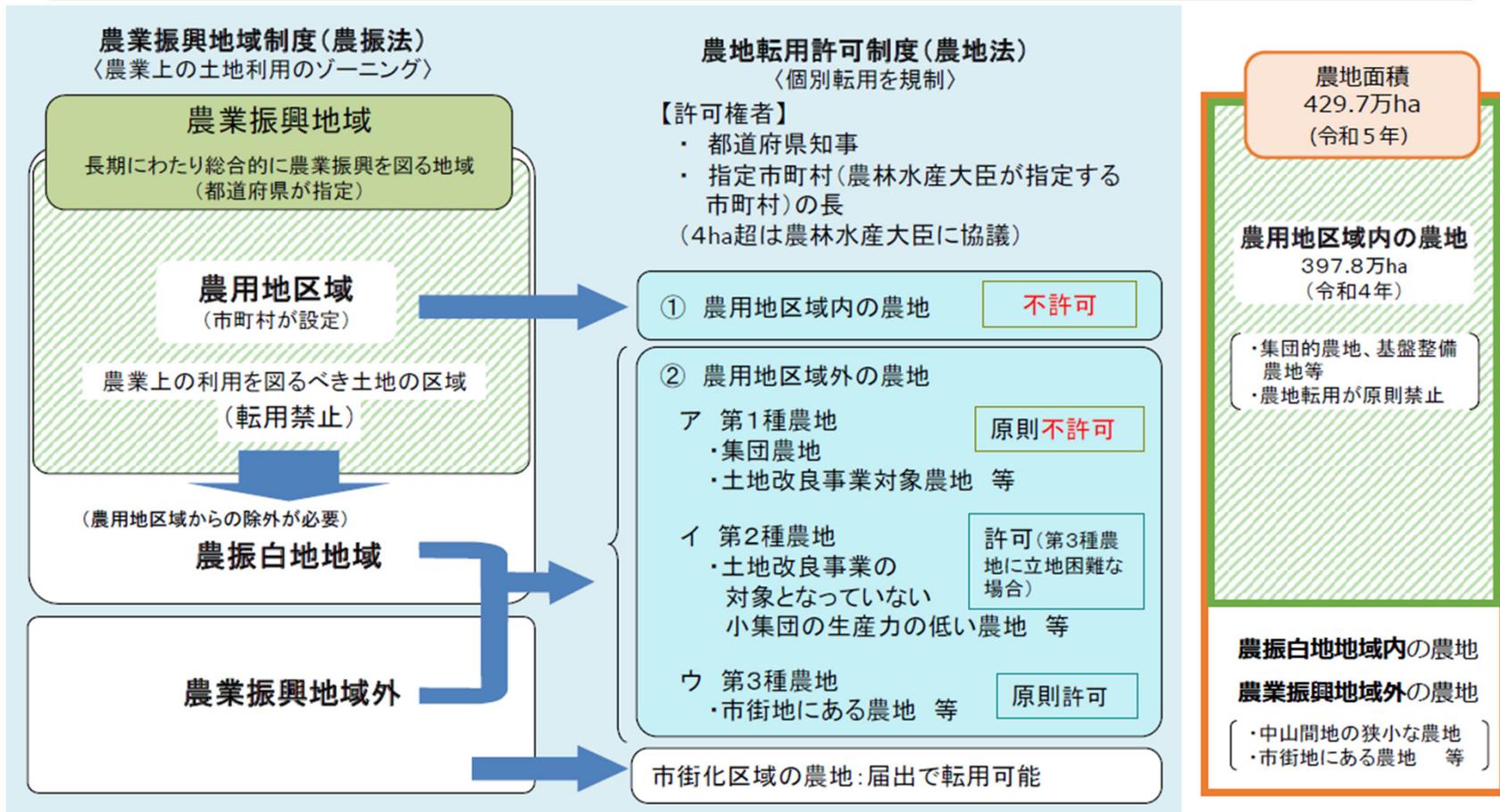


奈良県食農部

(1) 農振法と農地法の役割（違い）について

農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要

- 農業振興地域制度により、農業上の利用を図るべき土地を「農用区域」としてゾーニング（転用不可）
- 農地転用許可制度により、個別にその優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導



(2) 農業振興地域制度の仕組み

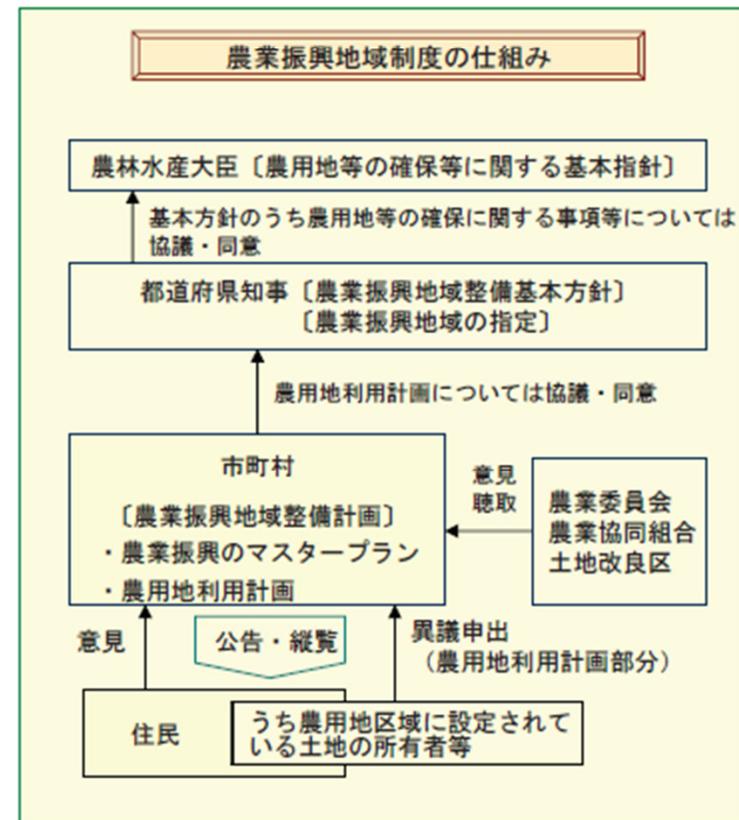
4 農業振興地域制度

4-1 農業振興地域制度の仕組み

○ 農業振興地域制度は、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に必要な農業施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。(法第1条)

制度の構成

- ① 農林水産大臣は、確保すべき農用地等の面積の目標等を定めた「農用地等の確保等に関する基本指針」を策定。(法第3条の2)
- ② 都道府県知事は、基本指針に基づき、確保すべき農用地等の面積の目標等を定めた「農業振興地域整備基本方針」を策定。なお、確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項等について農林水産大臣に協議（同意を要する）。(法第4条)
- ③ 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、農業振興地域を指定。(法第6条)
- ④ 都道府県知事の指定した農業振興地域が区域内にある市町村は、農業振興地域整備計画を策定。なお、農用地利用計画について都道府県知事に協議（同意を要する）。(法第8条)



(3) 県内市町村の農業振興地域設定の有無

指定の内容		市町村名
農業振興地域の指定なし		生駒市、王寺町、黒滝村 天川村、野迫川村、十津川村 上北山村、下北山村、川上村
農業振興地域の指定あり	農用地の指定なし	香芝市
	農用地の指定あり	上記以外 29 市町村

(4) 農業振興地域整備計画（市町村の計画）について

4-5 農業振興地域整備計画（市町村の計画）

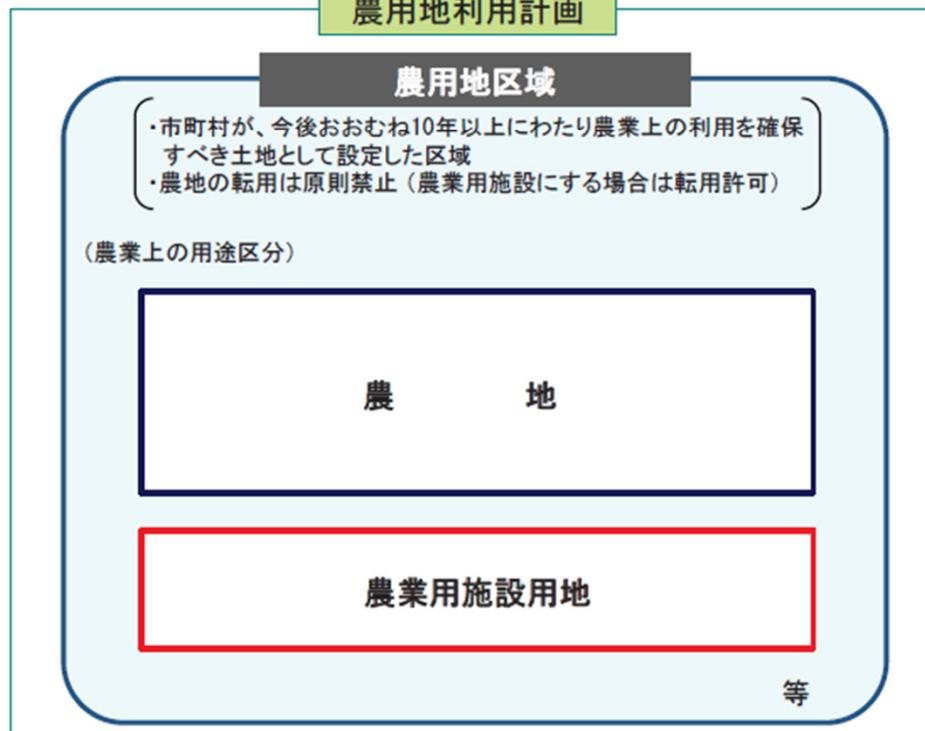
- 農業振興地域整備計画は、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するために市町村が定める総合的な農業振興の計画（法第8条）
- 都道府県知事の指定した農業振興地域がその区域内にある市町村は、農業協同組合、土地改良区、農業委員会の意見をきいて、農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。

農業振興地域整備計画に定める事項

農業振興地域整備計画には、次の事項を定める。

- ① 農用地利用計画（農用地等として利用すべき土地の区域（＝農用地区域）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分）
- ② マスタープラン（マスタープランを実現するために必要な事業は、それぞれ事業ごとに個別の計画を策定して実施）

農用地利用計画



農業振興地域の整備のためのマスタープラン

- ・ 農地の区画の拡大、農業用排水施設の機能の維持増進など農業生産基盤の整備等に関する事項
- ・ 農地保全のための基盤整備、機能低下防止活動等農用地等の保全に関する事項
- ・ 農地の流動化、農作業の受委託の誘導方向等農業上の土地利用調整に関する事項
- ・ 農業の近代化のための施設の整備に関する事項
- ・ 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項
- ・ 農業従事者の安定的な就業の促進（規模拡大等と相まって推進するもの）に関する事項
- ・ 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

(5) 農用地を設定するメリット

1 財政的支援

農用地が補助対象の主な公共投資

公共投資名	概要	補助額・補助率等
中山間地域等直接支払制度	中山間地域の生産条件が不利な農用地の耕作を支援	交付単価：最大21,000円/10a
土地改良事業全般	かんがい排水事業、農地開発事業、圃場整備事業等	補助率：事業費の最大9割

2 税制上の優遇措置

	農用地	農地
相続税	相続人が譲渡等する農地面積が20%以上の場合であっても、猶予税額のうち譲渡・貸付等分のみ納税	相続人が譲渡等する農地面積が20%以上の場合は、猶予税額の全てを納税
贈与税	後継者が譲渡等する農地面積が20%以上の場合であっても、猶予税額のうち譲渡・貸付等分のみ納税	後継者が譲渡等する農地面積が20%以上の場合は、猶予税額の全てを納税
譲渡所得税	特別控除額 800万円 特別控除額 1,500万円 特別控除額 2,000万円	特別控除額無し
登録免許税	税率1%	税率2%
不動産取得税	課税標準の3分の1を控除	課税標準に控除額無し

(注) 各項目に細かな要件はあり

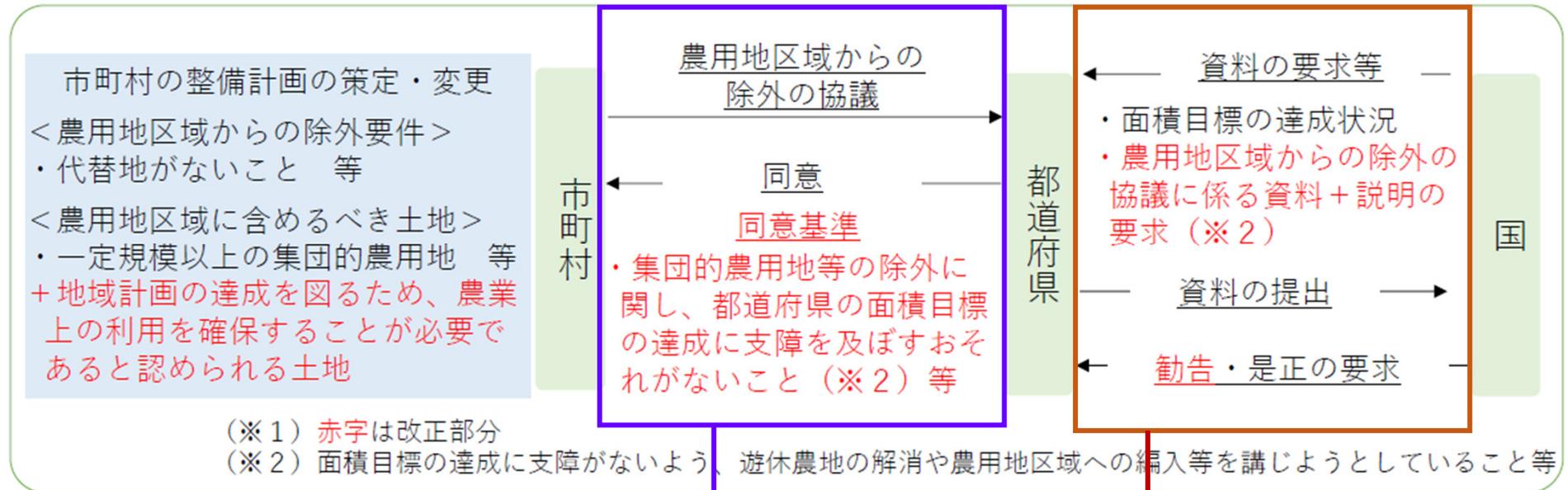
（6）農振法改正のポイント①

< 農振法改正のポイント >

- 目的規定に食料の安定供給の確保及びそのために必要な農用地等を確保する旨を明記
- 国と地方公共団体の責務及び国の基本指針・都道府県の基本方針の面積目標の対象を農用地区域内の農用地に明確化するとともに、基本指針策定に当たっての国と地方の協議の場を法定化
- 農用地の総量確保の措置として、①除外に係る都道府県の同意基準の追加、②国の関与に係る手続を整備

(7) 農振法改正のポイント②

※面積目標の達成に支障を及ぼすおそれの定義は、現段階では確定していませんが、本ページでは県内の農用地総面積が「面積目標を下回っている場合」を想定して記載しています。



※農林水産省作成資料を基に県で加筆

農用地の面積が面積目標より下回っている場合には、市町村は、影響緩和措置（農用地区域への編入、遊休農地の解消、農用地の造成等）も併せて作成し都道府県と協議

都道府県が市町村と除外協議を行う時ではなく事後（年1回）に都道府県が国に資料を提出。都道府県が不適切な取り扱いをした場合には、勧告・是正の対象となる

※今後国より具体的な運用のガイドライン（案）等が示され、国と地方の間で協議を経た後、4月1日から法施行となります。国より詳細な情報入手次第、市町村の皆様のご意見をお伺いします。

(8) 改正法に対する県の考え方と対応

県の対応

- 全国知事会での要望（令和6年1月10日）
- 県独自の政府要望（令和6年7月25日） 知事より農水副大臣に対して実施済
- 県独自の政府要望（令和6年11月下旬予定）
- 近畿ブロック知事会議での共同要請活動（令和6年12月予定）

国への要望内容

我が国の食料安全保障を強化するため、食料供給の基盤である農地の確保及び適正かつ効率的な利用が重要である。その際、農地を含めた土地利用については、**地方が自らの意思と責任において主体的に判断すべきもの**であり、地域の実情に応じた土地利用を進めていくことが必要である。

については、

- ① 現在検討中の「農用地等の確保等に関する基本指針」などの作成にあたっては、地方自治体の意見を十分に聴取した上で、地域の実態を反映したものとなること。
- ② 農用地面積目標の取り扱いについては、生産性の向上等を含む地域の実情を踏まえ、農業振興と地域振興のバランスを図る柔軟な対応が可能となるよう制度設計を行うこと。